

## H28 年度 教育庁関係要望項目

東京都教育庁におかれましては、日頃より LD 等発達障害児・者へのご理解ご支援をいただき、誠にありがとうございます。今後とも更なるご支援を期待し、以下の通り要望いたしますので、ご回答よろしくお願ひします。

### 1. 特別支援教室について

- (1) 特別支援教室設置に向け、区市町村によって内容や場所等に明らかな地域格差が出ないよう、「特別支援教室導入ガイドライン」に沿っているかどうかを把握し、指導助言してください。
- (2) 特別支援教室が設置された区市町村においては、専用の教室が確保されているかどうかを確認してください。教育相談室や図書室の片隅に衝立を立てただけで兼用している学校もあると聞いています。
- (3) さらに、特別支援教室が設置された区市町村においては、これまでの通級制度より支援内容や教育内容の質の低下を招いていないかどうかを確認してください。特別支援教室では自立活動と教科の補充指導をすとなつていますが、どのような指導がなされているのか実例を教えてください。モデル(見本)となるような特別支援教室を公開してください。
- (4) これまでの通級学級において、協調運動・ソーシャルスキルトレーニング・教科補充指導・作業学習を行い、効果が実証されていたケースがあります。今後、特別支援教室においてもこれらの指導が取り入れられるよう検討してください。

### 2. 都立高校での通級学級設置について

- (1) 国(文科省)では、高等学校が適切に特別支援教育を実施することを求め、自校通級の形態で障害のある生徒が自立と社会参加を目指すための指導を進めるという方策の報告がありました。高等学校での通級学級設置に関して、東京都教育委員会での方策を具体的にお聞かせください。
- (2) 通級学級以外の形態となる場合は、キャリア教育や職業教育に取り組む授業時間の確保をどのようにするのかも併せてお聞かせください。
- (3) 通級教室を設置した場合には、担任になるための資格要件を統一し、定期的な研修を例えば年に2回程度実施しスキル向上に努めてください。

### 3. 教職員について

- (1) まだまだ、LD をはじめとする発達障害の知識のない教員の心無い言葉に傷ついている子どもが多くいます。教職員の資質の向上を強く要望します。LD等発達障害のある児童生徒への指導方法や授業の工夫に関して、さらに研修・研究を深めてください。効果的な事例は公開し、共有する(学び合う)ようにしてください。
- (2) 知的障害特別支援学校の高等部では在籍者数が年々増加しています。その中には知的障害だけでなく、発達障害やその周辺児・者も含まれると思われ、これまでの指導方法には当てはまらない難しい対応が多くなると思います。特別支援学校の全教職員は特別支援学校教員免許状を保有するようにしてください。
- (3) スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等、児童生徒支援専任教員の配置を区市町村へ働きかけてください。

## 4. 合理的配慮について

---

- (1) 読み書きに困難のある児童生徒にとってICT機器の活用が有効な場合には積極的に取り入れるように、区市町村に働きかけてください。また、効果のあった事例は公開し、活用できるように取りまとめてください。
- (2) ICT機器の活用に向けては、本人(家庭)で準備することが求められ、ICT機器を用意できる家庭環境にある子どものみが使用申請をしているという実態があります。ICT機器の活用により学習に参加できるようになった子どもも多くいると聞いていますので、都教育委員会としてもICT機器の貸し出しや購入のための補助金制度検討をお願いします。
- (3) ICT機器使用の効果を最大限に引き出すために、使用方法や支援方法について教員の研修をお願いします。また、使用環境をサポートすることができ、教員を補助するためのICTサポート支援員を巡回させてください。
- (4) 授業のユニバーサルデザイン化をさらに研究し、進めてください。
- (5) センター試験や大学入試において、多くの大学のホームページには配慮申請の手続き方法が提示されており、誰でも事前に知ることができます。しかし都立中高一貫校や都立高校においては、分かりやすい提示がありません。誰もが分かるように提示してください。

## 5. 連携について

---

- (1) 教職員に対して、保護者と連絡を密にし、児童生徒の理解・支援に努めるよう指導助言してください。
- (2) 乳幼児期から学校卒業までの一貫性のある支援のために、「学校生活支援シート」(個別の教育支援計画)を活用して、学校間(幼・小・中・高校)の連携を強化してください。発達障害に特記した項目も加え、確実に伝わるよう指導してください。
- (3) 教育委員会の仕事は学校卒業で終わりではなく、卒業から社会生活、労働、福祉へとつなげるキーパーソンとしての役目を担ってください。「学校生活支援シート」(個別の教育支援計画)を活用し、関係機関と連携するように努めてください。
- (4) 保護者・学校間・関係機関との連携のためには、「学校生活支援ファイル」(就学支援シート・個別の教育支援計画・個別移行支援計画等を1冊のファイルにまとめたもの)の活用が大いに期待できると思いますが、多くの保護者にとっては分かり辛く、どのように記入や保管したらいいのか不安もあります。作成に際してのポイントに「保護者とともに作る工夫」とありますが、どのように工夫されているのかお聞かせください。
- (5) 普通学級に在籍している特別な支援を必要とする児童・生徒も「学校生活支援ファイル」作成の対象としてください。

## 6. 関係諸機関とのネットワークの構築について

---

- (1) 今年5月に改正された「発達障害者支援法」には、目的に、切れ目なく発達障害者の支援を行うことが、特に重要であると記されています。医療・福祉・教育・就労・警察等の各関係機関のネットワークを構築してください。

以上